

カラマツの間伐推進

久々野高山営林署 上ヶ洞森林事務所 森林官 武田 英雄
秋神森林事務所 森林官 林 英夫

1 はじめに

当署には、カラマツ人工林が約5,783haあり、名古屋支局管内全カラマツ人工林の、面積割合で約37%、蓄積割合で約44%を占めています。

これらのカラマツ人工林は、現在、面積で約54%が7～8 齢級という、間伐を要する時期にあります。丸太を生産しても採算があわないことから利用間伐はほとんど実行できず、また、保育間伐も十分実行できない状況にあります。

今回、このカラマツ人工林について、適正な間伐を実行して林分の健全性を維持し、森林の価値を高めるにはどうしたらよいかを、署全体の課題として取り上げて検討しました。その結果、当署における間伐推進の今後の方向づけを行い、その対策の一部については今年度実行しました。

なお、当署管内の高根村、朝日村の民有林においても、カラマツ人工林が約2,578haあって、岐阜県の全カラマツ人工林の約31%を占め、同じような課題を有していることから、今年度実行した対策は民有林関係者と一体となって行いました。

2 「カラマツ間伐対策委員会」の設置

平成6年10月に、署長、次長はじめ関係課長、係長、森林官で委員会を設置し検討を始めました。

委員会においては、各委員が分担して、カラマツ人工林の基礎データの把握、カラマツ材の需要調査（県、市場、製材工場等）、カラマツ林業先進地の視察、現地調査等を行い、今後のカラマツ間伐実行の基本的な考え方を決定しました。

3 今後の間伐実行の基本的な考え方

(1) 間伐対象林分の考え方

カラマツ人工林の間伐は、林分の健全性を確保することを最大の目的に行うものとし、したがって、機能類型にかかわらず、また、同じ林小班内でも画一的な扱いはしないことを前提にして、間伐対象林分を決定することにしました。

① 間伐を実行する林分の目安

ア 目安

林令ほぼ30年生以上、相対幹距比 (Sr) 18以下とします。

イ 理由

間伐は、原則として施業管理計画の指定箇所において、当支局の「間伐指針」に基づいて実行します。「間伐指針」の間伐要否の検討は「収量比数のほか、当該箇所の現況と収穫予想表の関連、林床植生の状態、枝の枯れ上がり程度、及び形状比等について勘案し………」となっています。

カラマツの収量比数は「普通施業地帯」という区分のみ決められており、そのRyは0.75となっています。

このような目安はありますが抽象的で、現実には森林官の個別判断によることが多くなっています。そこで現場において容易に間伐の要否を判断する目安として、立木の平均間隔の樹高に対する割合(相対幹距比：Sr)を使うこととし、林分調査結果や保育間伐の標準地調査結果、長野営林局の数値等を参酌して、林令と相対幹距比を決定しました。

② 広葉樹等天然木との混交林分の取り扱いの目安

ア 目安

カラマツ造林木が有用広葉樹や針葉樹と混成している場合にあつて、カラマツ植栽木本数が、70%以下の部分は原則として間伐の対象としないこととします。

イ 理由

現在のカラマツ人工林は、国土保全林、森林空間利用林が約966ha含まれますが、これは育成天然林施業を指向しています。木材生産林でも、将来カラマツ人工林を継続していくのは「カラマツ一般用材生産群」の約102haのみで、残りは「漸伐生産群」等であり、これまた将来針広混交林等にもっていく林分です。したがって、現状が既に混交林に近いものは天然木を生かすこととしました。

(2) 間伐方法の選択

① 利用間伐……市場価値のある林分について実行

ア 目安

(ア) 曲がりその他の欠点が少なく、平均径級がおおむね18cm以上の林分を対象とします。

(イ) 林道・作業道・トラクタ道に近接する林分を対象とします。

イ 理由

搬出木材の販売金額で全体の間伐実行経費が賄える林分を判定するもので、間伐実行事業体と連携し、現地踏査により決定することが必要です。

② 保育間伐……市場価値がなく利用間伐ができない林分について実行

造林事業の保育間伐、治山事業の本数調整伐として確実に実行します。

(3) 利用間伐の実行

- ① 間伐木の選木にあたっては、利用目的に合致した径級・形質の立木をも対象とします（成木適伐適選木）。
- ② 簡易架線集材やトクタ集材が便利となるよう、列状又は列状的な間伐を実行し、列間においても点状に選木します。ただし、森林空間利用林においては景観にも配慮して列の決定、選木を行います。
- ③ 集材方法は、ウインチ付きグラップル、タワーヤード、ラジキャリー等を使用した簡易集材とします。

(4) 間伐材の需要拡大

- ① 木材の供給側として、素材の安定供給体制の整備、素材生産業者の育成、地元製材工場の育成等流通加工体制の整備等を進めることが必要です。
- ② 需要開発・拡大にあたって、
 - ア 太いものは建築材、内装材等に、細いものは杭材、土木用材等への利用の拡大を図ることが必要です。特に、建築材として、車庫・倉庫向けに地元での使用を促進することが必要です。
 - イ カラマツ材の利点を訴えてカラマツ材、カラマツ製品が使用されるよう地域へ普及啓蒙活動を行うことが必要です。

4 今年度の実行内容

① 利用間伐の実行

- ア 素材の安定供給を図るため、高根村森林組合と3年間のシステム販売契約を締結し、今年度分として、間伐林分14ha、700m³を販売しました。
- イ 列状的な間伐を実行し、列間についても点状に選木しました。
- ウ 搬出は、ウインチ付きグラップルを使用した簡易集材で実行しました。
- エ 間伐調査は、試験的取り扱いとして、集材線位置（列）は指定し、選木は標準地で行っています。

② カラマツ材の需要拡大

- ア 報道機関を間伐実行現場、カラマツ製材工場等へ案内し、カラマツ人工林の現状やカラマツ製品等について訴え、記事も掲載されました。
- イ 高根村、朝日村を対象に、地元の「カラマツ材、カラマツ製品を使いましょう」という内容のチラシを作成し、新聞折込として全戸へ配布しました。

（飛騨県事務所 林務課、高根村森林組合、朝日村森林組合と連携）

ウ 柱以外の構造材にすべてカラマツ材を使用している秋神森林事務所の倉庫・車庫の壁面に、カラマツ材のPR用看板を設置しました。

5 まとめ

- (1) 当署におけるカラマツ人工林の間伐実行の方向づけができました。
- (2) カラマツの利用間伐について、地元森林組合を核として、今後実行できる足掛かりができました。
- (3) 各種啓蒙活動により、カラマツ材利用について地域の理解を深めることができました。
- (4) 民有林と連携をとって活動し、流域林業の活性化に寄与しました。
- (5) カラマツ材の需要拡大に当たっては、今後、支局全体、さらには民有林関係者と一体となって供給体制の整備、需要開発等に取り組む必要があります。

以上のおりまとめましたが、飛騨地域では、スギ、ヒノキ林でさえ、利用間伐が進まない状況にあり、スギより低価格のカラマツの利用間伐は誠に難しい状況にあります。しかし、手をこまねていることはできません。健全な山を作るという信念のもと、間伐を進めてまいりたいと考えています。



カラマツ間伐実行現場における報道陣の取材状況